

SHANGHAI CSC Line Co.,Ltd. に対する安全勧告

(2014. 4. 25 安全勧告)

(貨物船 SCSC WEALTH 作業員死亡事故)

岡山県玉野市日比港公共岸壁 2011. 5. 10 発生)

本事故は、SCSC WEALTHが、日比港公共岸壁において、銅鉱石スラグの積荷役中、5枚の第2甲板用ハッチカバーが2番貨物倉の船首側内底板に積み重ねて置かれていたが、最下段及び下から2枚目のハッチカバーのセーフティボルトを船倉側壁の差込口に挿入していないことなどにより、ハッチカバーが水平方向への移動を防止できない状態であり、また、運転手が2番貨物倉の船首側内底板の昇降口から2番貨物倉に入ったため、運転手が、ハッチカバーと船首側隔壁との間を通過していたとき、ハッチカバーが貨物に押されて船首方向へ移動し、ハッチカバーと船首側隔壁との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。

ハッチカバーが水平方向への移動を防止できない状態であったのは、SCSC WEALTHが、ハッチカバー操作マニュアルに定められた固縛を行っていなかったことによるものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果に鑑み、同種事故の再発防止に資するため、SHANGHAI CSC Line Co.,Ltd. に対し、次のとおり勧告する。

貴社は、乗組員に対し、ハッチカバー操作マニュアルを遵守し、開放したハッチカバーの移動防止措置を確実に講じることを徹底するように指導すること。